

(四街道市道路占用条例の一部改正に伴う令和8年度から令和11年度までの各年度における占用料の額の特例)

2 第1条の規定による改正後の四街道市道路占用条例別表占用料の欄に掲げる額にかかわらず、次の表の占用物件の欄に掲げる占用物件に係る令和8年度から令和11年度までの間における占用料については、それぞれ同表占用料の欄に掲げる額により算出する。

占用物件	単価	占用料			
		令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	円 960	円 970	円 980
			1,060	1,170	1,280
			1,180	1,410	1,640
			942	934	926
			1,040	1,130	1,220
			1,160	1,370	1,580
			1,460	1,120	780
路上に設ける変圧器	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	44	35	27
			43	34	25
地下に設ける変圧器	地下に設ける電線その他の線類	占用面積1平方メートルにつき1年	818	836	854
			748	696	644
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	1,000	1,200	1,400
			408	496	584
					672

	広告塔	表示面 積 1 平 方メー トルに つき 1 年	3,720	3,940	4,160	4,380
	その他のもの	占用面 積 1 平 方メー トルに つき 1 年	1,000	1,200	1,400	1,600
法第32条 第1項第2 号に掲げる 物件	外径が 0. 07 メー トル未満のもの	長さ 1 メート ルにつ き 1 年	112	94	76	58
	外径が 0. 07 メー トル以上 0. 1 メートル未満のも の		115	100	85	70
	外径が 0. 1 メー トル以上 0. 15 メートル未満のも の		120	110	100	90
	外径が 0. 15 メー トル以上 0. 2 メートル未満のも の		124	118	112	106
	外径が 0. 2 メー トル以上 0. 3 メー トル未満のもの		304	268	232	196
	外径が 0. 3 メー トル以上 0. 4 メー トル未満のもの		314	288	262	236
	外径が 0. 4 メー トル以上 0. 7 メー トル未満のもの		572	524	476	428

		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		604	588	572	556
		外径が1メートル以上のもの		904	928	952	976
法第32条 第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下 下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき	Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額
		上空に設ける通路	1年	652	1,064	1,476	1,888
		地下に設ける通路		452	664	876	1,088
		その他のもの		1,800	1,800	1,800	1,800
法第32条 第1項第6号に掲げる施設		祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	58	55	52	49
		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	572	544	516	488

道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	140	220	300	380
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,488	2,266	3,044	3,822
	標識		1本につき1年	792	944	1,096	1,248
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日		39	41	43	45
	その他のもの	1本につき1月		380	400	420	440
幕（道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設で	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日		39	41	43	45
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月		380	400	420	440

ある もの を除 く。)						
ア一 チ	車道を横断 するもの	1 基に つき 1 月	4, 440	4, 480	4, 520	4, 560
	その他のも の		2, 140	2, 180	2, 220	2, 260
道路法施行令第 7 条第 4 号に掲 げる工事用施設及び同条第 5 号 に掲げる工事用材料	占用面 積 1 平 方メー トルに つき 1 月	324	358	392	426	
道路法施行令第 7 条第 6 号に掲 げる仮設建築物及び同条第 7 号 に掲げる施設	占用面 積 1 平 方メー トルに つき 1 月	84	108	132	156	